

認知症対応型共同生活介護重要事項説明書

和歌山市小瀬田85番地
グループホーム ふ る さ と
電話 073-479-2255

1. 事業者（法人）の概要

名称・法人種別 : 有限会社 ふ る さ と
代表者名 : 中出 嗣平
所在地 : 和歌山市小瀬田 8 5 番地
連絡先 : 電話 073-479-2255
F A X 073-479-2299

2. 事業所の概要

事業所の名称 : グループホームふるさと
所在地 : 和歌山市小瀬田 8 5 番地
連絡先 : 電話 073-479-2255
F A X 073-479-2299
指定事業者番号 : 和歌山市指定 3070104280
管理者の氏名 : A棟 : 西岡 万美 B棟 : 平原 美奈子

3. 共同生活介護の目的及び運営方針

(1) 目的

認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という）は、要介護者であって認知症の状態にある者に対し、温かい心の通う適切な認知症対応型共同生活介護を提供することを目的としています。

(2) 運営方針

事業所の介護従事者は、共同生活において、家庭的な環境の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行う事により、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営めることができるよう努めます。

事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(3) その他

認知症対応型共同生活介護計画の作成

計画作成担当者が、お客様の直面している課題等を評価し、お客様の希望を踏まえて、介護従事者と協議の上、認知症対応型共同生活介護計画を作成します。

従業員研修……月 1 回の研修を行います。

4. 設備の概要

(1) 構造等

敷地 1,751.52 m²
構造 木造平屋建て

	延面積	590.25 m ²
	利用定員	18名
(2)	居室	1人部屋
	室数	18室
	面積	256.50 m ² ・・・1人あたり面積 14.25 m ²
(3)	主な設備	
	居間	2室 68.75 m ² 1人あたり面積A棟 3.7 m ² 、B棟 3.8 m ²
	食堂	2室 68.75 m ² 1人あたり面積A棟 3.7 m ² 、B棟 3.8 m ²
	台所	2室 28.43 m ²
	浴室	2室 22.58 m ²

5. 職員体制

管理者	1名 (常勤兼務)	施設の運営・管理
管理者・計画作成者	1名 (常勤兼務)	施設の運営・管理、計画作成
介護支援専門員	1名 (常勤兼務)	利用者及家族等との相談、助言並びに介護計画の作成
介護従事者	19名 (常勤専従9名)	食事・掃除などの家事や入浴・排泄の介助・相談等を行います。

6. 利用料金

① 保険自己負担金： 介護保険給付額の負担割合証に記載のある割合に応じた額

【 サービス内容 】

認知症共同生活介護Ⅱ

認知症対応型医療連携体制加算Ⅰハ

認知症対応型夜間支援体制加算Ⅱ

認知症対応サービス提供体制加算Ⅲ

認知症対応型認知症専門ケア加算Ⅰ

認知症対応型介護職員等処遇改善加算Ⅲ

認知症対応型初期加算 (入居した日から30日以内)

生産性向上推進体制加算Ⅱ

【 臨時的な加算 】

退所時情報提供加算

新興感染症等施設療養費

② 居室利用料： 1月 A・・・45,000円 B・・・40,000円 C・・・35,000円

(生活保護受給者・・・34,000円)

③ 食材料費： 1日 1,500円

④ 光熱水費： 1日 600円

⑤ オムツ： 実費

⑥ 理美容料： 実費

⑦ その他： 指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生

活介護において提供される便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの

7. 入所対象者

認知症を有する者で、介護保険区分要支援Ⅱまたは要介護Ⅰ～Ⅴの認定を受けた人で少人数による共同生活を営むことに支障のない方。

8. 入居保証金

金 300,000 円（退所の際は全額お返しいたします。但、利息はつきません。また立替金等がある場合は清算していただきます。退去時における荷物の処理代も入居保証金に含まれます。なお、処理代については分別により異なります。）

（金 238,000 円・・・生活保護受給者）

9. 協力病院・協力歯科医院

医療法人 稲祥会 稲田病院	和歌山市和田 1175	TEL 073-472-1135
前田歯科医院	和歌山市神前 161-1	TEL 073-473-6340
岩本脳神経外科	和歌山市神前 395-2	TEL 073-474-3357
メンタルクリニックふきあげ	和歌山市吹上 2-5-40 D ビル 1F-南館	TEL 073-488-6670
松尾クリニック	和歌山市小瀬田 109-2	TEL 073-479-5055
向陽病院	和歌山市津秦 40	TEL 073-474-2000
済生会和歌山病院	和歌山市十二番丁 45	TEL 073-424-5185

10. 入居に当たっての留意事項

利用者は指定認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意していただきます。

- 一 入居に際しては、主治の医師の診断書を提出していただきます。
- 二 利用者は努めて健康に留意していただきます。
- 三 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出てください。
- 四 浴室を利用する際には、介護人の介護支援に従っていただきます。
- 五 食事その他家事等には、可能な限り協力していただきます。
- 六 施設内での喫煙又は飲酒は謹んでいただきます。
- 七 けんか、口論、泥酔等他人に迷惑を掛ける様な行動は禁止いたします。
- 八 他の利用者及び職員に対して、一般的にセクハラとみなされる言動または行為（性的な言動、他）はお断りします。

11. 利用者及び利用者代理人の権利

利用者および利用者代理人は、グループホームのサービスを受けることに関して、以下の権利を有し、これらの権利を行使することによって、利用者は如何なる不利益も受けることはありません。また、人権擁護推進員を1名配置しています。

- (1) 個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を保った生活ができること。
- (2) 生活暦が尊重され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること。
- (3) 適切な医療を受ける事について支援を受けられること。
- (4) 地域社会の一員としての社会生活、選挙その他一般市民としての行為を行えること。
- (5) 暴力や虐待および身体的精神的拘束を受けないこと。
- (6) 生活やサービスについて職員に要望・苦情を自由に伝えることができること。
- (7) 苦情等について専門家または第三者機関の支援を受けること。
- (8) グループホームが保持している利用者の個人情報の開示請求ができること。

1 2. 相談・苦情等に対する対策

相談・苦情等に対応する常設の窓口を設け、担当者は勿論誰でも対応できる様にしています。

- (1) 当施設における相談窓口

電話番号	073-479-2255	F A X	073-479-2299
施設長	中出 嗣平	担当者	平原 美奈子
- (2) 和歌山市の苦情相談窓口

電話番号	073-435-1190	介護保険課
電話番号	073-435-1319	指導監査課
- (3) 和歌山県国民健康保険団体連合会

電話番号	073-427-4662	介護サービス苦情相談窓口
------	--------------	--------------

1 3. 非常災害対策

従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

1. 管理者は、防火管理者を選任する。
2. 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
3. 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業所はこの計画に基づき、毎年3月及び9月に避難及び救出その他必要な訓練を行う。
4. 災害対策推進員と安全管理対策推進員を各1名ずつ配置しています。

1 4. その他運営に関する重要事項

- 1 事業所は、介護従事者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - 二 継続研修 年 1 回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 妥当適切な認知症対応型共同生活介護を提供するために、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。なお、当該記録は5年間保存しなければならないものとする。

- 6 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は有限会社ふるさとと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 7 事業所は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者（一般社団法人和歌山県社会福祉会）による評価を受けている。

自己評価作成日	2024年3月5日	訪問調査日	2024年3月22日
評価結果市町村 受理日	2024年4月8日		
評価機関名	一般社団法人 和歌山県社会福祉会	所在地	和歌山県和歌山市手平 2丁目1-2

事業所は、評価結果等を

- (1) 利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記した文書に添付の上、説明すること。
- (2) 事業所内に掲示するとともに玄関にも掲示しており、いつでも閲覧できること。
- (3) 利用者及び利用者の家族へ手交若しくは送付等により提供を行うこと。
- (4) 指定を受けた市町村に対し、評価結果等を提出すること。
- (5) 評価結果等については、自ら設置する運営推進会議において説明すること。

市の窓口及び地域包括支援センター、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAM NET）」でも、当事業所の自己評価及び外部評価結果、目標達成計画をご覧いただけます。

15. 事故発生時の対応及び損害賠償

- 1 乙は、共同生活介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに甲の家族又は身元引受人に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- 2 前項において、甲の生命、身体、財産に損害が生じた場合には、速やかに甲の損害を賠償します。ただし、乙に故意、過失がない場合にはこの限りではありません。
- 3 前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができるものとします。
- 4 甲の故意、重過失により居室又は備品につき通常の保守・管理の程度を超える補修が必要となった場合には、その費用は甲が負担します。
- 5 乙は、万が一の事故発生に備えてあいおい損害保険株式会社の賠償責任保険に加入しています。

.....☆.....☆.....☆.....

上記重要事項説明書の内容について、説明を受けましたので下記に署名捺印を致します。

年 月 日

入居者氏名 _____

家族氏名 _____ (印)

続 柄 _____